

## P F I 法の改正について（要点）

- 1 PFI 事業に係る行政財産の貸し付けの取扱いについて
- 2 PFI 法上の「公共施設等の管理者」の範囲の拡大について

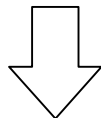
## 1 - 合築（一棟の建物の区分所有）について

PFI 事業と PFI 事業以外の他の事業との施設の合築（一棟の建物の区分所有）を行う場合、一定の条件の下、PFI 事業者に対し行政財産（国有・公有）である土地を貸し付けることができることとする。これにより、PFI 事業と PFI 事業以外の他の事業（民間収益施設等の付帯的施設）との合築が可能となり、民間事業者の事業機会の拡大、行政財産の有効活用、さらには当該 PFI 事業の効用の拡大等に資することとなる。

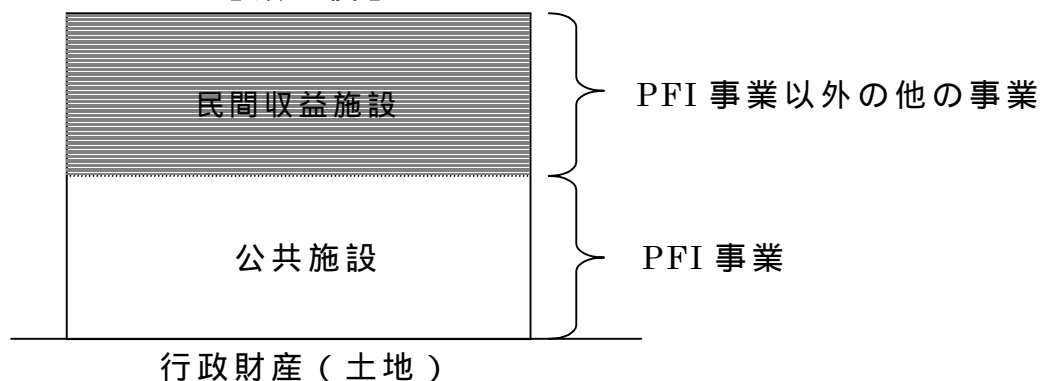
（イメージ図）

【従来】

PFI 事業者が行う PFI 事業以外の他の施設との合築      ×



【改正後】

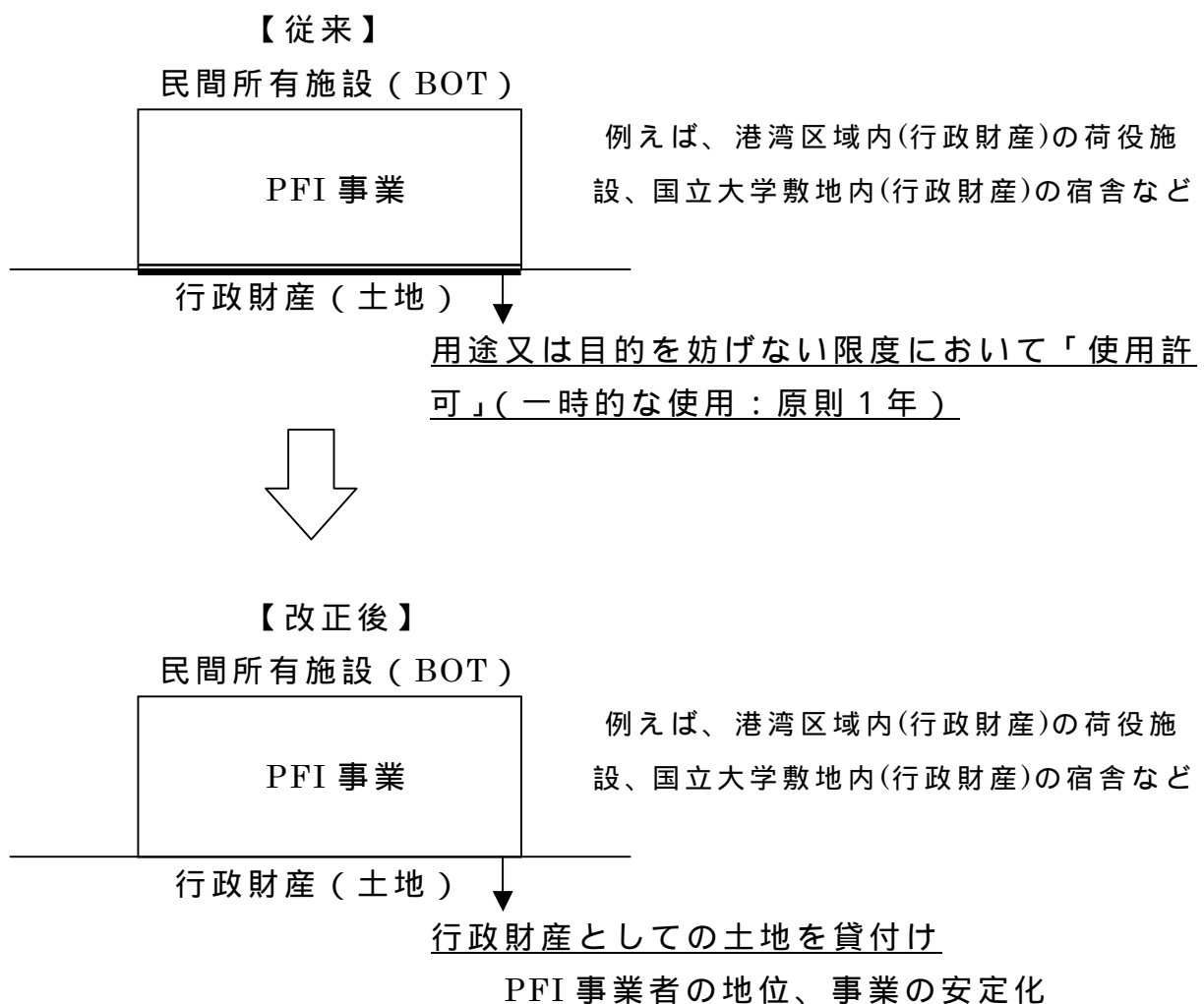


## 1 - 行政財産の貸し付けについて

PFI 事業の用に供するため、PFI 事業者に対し、行政財産の貸し付けを行うことができることとする。

これにより、PFI 事業者が PFI 事業の実施のため土地、建物等を利用するに当たり、一時的な使用を認められていたという立場（使用許可：原則 1 年）から、賃借権等の設定を行うことが可能となり、土地、建物等の利用に関し、その位置付けの明確化や長期間にわたる安定的な事業の継続に資することとなる。

（イメージ図）



## 2 公共施設等の管理者の範囲の拡大について

第2条第3項第1号の公共施設等の管理者に衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長を加え、当該機関の長が管理する公共施設等の整備等へのPFI法の適用を可能とする。

( 参考資料 1 )

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）  
（平成11年7月30日 法律第117号）

（参照条文抜粋）

第2条（定義）

- 3 この法律において「公共施設等の管理者等」とは、次の各号に掲げる者をいう。
- 一 公共施設等の管理者である大臣又は特定事業を所管する大臣
  - 二 公共施設等の管理者である地方公共団体の長又は特定事業を実施しようとする地方公共団体の長
  - 三 公共施設等の整備等を行う特殊法人その他の公共法人（市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の市街地開発事業を施行する組合を含む。）

第12条（国有財産の無償使用等）

- 1 国は、必要があると認めるときは、選定事業の用に供する間、国有財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条第一項に規定する国有財産をいう。）を無償又は時価より低い対価で選定事業者を使用させることができる。
- 2 地方公共団体は、必要があると認めるときは、選定事業の用に供する間、公有財産（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条第一項に規定する公有財産をいう。）を無償又は時価より低い対価で選定事業者を使用させることができる。

PFI の主な類型 ( 施設の所有形態による類型 )

B O T [Build - Operate - Transfer]

民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設 ( Build ) ・所有し、事業期間にわたり維持管理・運営 ( Operate ) を行った後、事業終了時点で公共に施設の所有権を移転 ( Transfer ) する方式。

B T O [Build - Transfer - Operate]

民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設 ( Build ) した後、施設の所有権を公共に移転 ( Transfer ) し、施設の維持管理・運営 ( Operate ) を民間事業者が事業終了時点まで行っていく方式。